

入札・見積結果等公表簿

		失格基準比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥121,908,000		
入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥138,219,000	低入札調査基準比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥125,679,000		
起工番号	企下整第028号	工 種	土木一式工事		
工事名	金島校区下水道管渠布設(金島交差点東)12工区工事				
工事場所	北野町八重亀・中川	履行期間	契約締結の翌日から起算して 290日間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日迄		
入札日時	令和7年11月21日 9時30分	入札場所	総務部契約課入札室		
現場説明 日 時	令和 年 月 日 時 分	無し			
落札決定日	令和7年11月25日				
落札または 決定業者	九州技建・梓 特定建設工事共同企業体	契約金額	¥150,700,000		
備 考	評価値=技術評価点／入札価格 × 定数(1,000,000)				
番号	商 号 又 は 名 称	入札価格	技術評価点	評価値	備考
1	九州技建・梓 特定建設工事共同企業体	137,000,000	115.10	0.84014599	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

入札・見積結果等公表簿

入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥94,276,000	失格基準比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥82,835,000
低入札調査基準比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥85,397,000		

起工番号	企整下第011号	工種	土木一式工事
工事名	合川校区下水道管渠移設(鳥栖久留米道路)工事		
工事場所	東合川一丁目外	履行期間	契約締結の翌日から起算して 220日間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日迄
入札日時	令和7年11月21日 9時33分	入札場所	総務部契約課入札室
現場説明日時	令和 年 月 日 時 分	無し	
落札決定日	令和7年11月25日		
落札または決定業者	(株)加月組	契約金額	¥93,936,700
備考	評価値=技術評価点／入札価格 × 定数(1,000,000)		

番号	商号又は名称	入札価格	技術評価点	評価値	備考
1	(株)内野組	85,397,000	124.00	1.45204164	無効 契約事務規則第 12条第8号に該当
2	(株)佐田土木	85,397,000	118.00	1.38178156	
3	(株)加月組	85,397,000	120.00	1.40520159	
4	岩村建設(株)	85,397,000	118.95	1.39290607	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

入札・見積結果等公表簿

入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥218,318,000	失格基準比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥194,826,000
-------------------------	--------------	--------------------------	--------------

起工番号	住建第003号	工 種	建築一式工事	
工事名	八重亀住宅No.1棟新築工事			
工事場所	北野町八重亀	履行期間 契約締結の翌日から起算して 300日間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日迄	入札場所 総務部契約課入札室	
入札日時	令和7年11月21日 9時36分			
現場説明日時	令和 年 月 日 時 分	無し		
落札決定日	令和7年11月25日			
落札または決定業者	聖光建設(株)	契約金額	¥220,937,200	
備 考	評価値=技術評価点／入札価格 × 定数(1, 000, 000)			

番号	商 号 又 は 名 称	入札価格	技術評価点	評価値	備考
1	聖光建設(株)	200,852,000	120.75	0.60118894	
2	梅原建設(株)	200,852,000	117.20	0.58351423	
3	黒田建設(株)	218,318,000	113.50	0.51988384	
4	(株)シャルム建築デザイン	200,852,000	116.95	0.58226953	
5	光安建設(株)	217,000,000	118.10	0.54423963	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。